

宮城県公報

宮 城 県
行 政 部 総 務 課
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ペ ー ジ

条例（議員発議）

○県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

（議会事務局議事課）

一

条 例

県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十三号

県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成十年宮城県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の表気仙沼の項を次のように改める。

気仙沼・本吉	気仙沼市、本吉郡
	三人

第一条の表本吉の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を告示される県議会議員の一般選挙から適用し、施行日以後初めてその期日を告示される県議会議員の一般選挙の告示の日の前日までにその期日を告示される県議会議員の選挙については、なお従前の例による。